

直監第 000203 号

令和 7 年 9 月 26 日

請求人（略） 様

直方市監査委員 大 場 亨

直方市監査委員 中 西 省 三

令和 7 年 9 月 24 日付で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められましたので、本請求を却下します。

記

本請求において、請求人は、令和 7 年 9 月 11 日の直方市議会における一般質問答弁で直方市自治区公民館連合会に関し、「11 校区で構成されなければ補助金を交付できない。」と補助金の不交付を表明したことをもって、法第 242 条第 1 項にいう「財務会計行為又は怠る事実」に該当するとして、当該答弁の撤回と補助金交付方針の確立、市民及び関係団体への誤認是正と今後の議会答弁に関して規約、要綱を逸脱したものにならないよう求めているものと解される。

法第 242 条第 1 項で定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等財務会計上の行為があったと認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害の補填するための必要な措置を講ずべきことを請求できるものである。

財務会計行為又は怠る事実に該当する具体的行為とは、「違法又は不当な公金の支出」、「違法又は不当な財産の取得、管理、処分」「違法又は不当な契約の締結、履行」「違法又は不当な債務その他の義務の負担」「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」とされる。

また、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があったとしても、当該普通地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。（平成 6 年（行ツ）第 97 号最高裁判決）

当該請求では、請求人の申し立てどおり、市議会における一般質問に対する答弁において、総合政策部長が現時点での市の方向性として補助金の不交付に言及したにすぎず、財務会計行為又は怠る事実はなされておらず、市に何らの損害も生じさせていないことから、監査の対象とはならない。

よって、本請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適當である。

以上